

- 自家用自動車による有償貨物運送については、一定の台数や日数等の範囲で許可しているところ、2025年11月のラストマイル配送の効率化等に向けた検討会のとりまとめを踏まえ、システム等による時間管理等を前提とした台数や日数等の取扱いの弾力化を可能とするための通達の改正を、2026年3月に行うとともに、各地方運輸局及び沖縄総合事務局並びに業界団体に対して周知を実施した。

規制改革の内容

措置前

・ラストマイル輸送等への輸送対策として自家用自動車の有償運送を行う場合は、登録できる自家用自動車に台数及び日数の制限があることから、過疎化の進む地域では事業の難易度高く、課題となっている。

措置

- ・自家用自動車の登録台数制限及び同時に稼働できる台数の弾力化
- ・1台当たりの年間利用日数を1時間単位で利用可能とする弾力化

効果

・過疎地域における食品・日用品等のラストマイル配送を維持するための持続可能なサービス等の創出に繋がる

規制改革の概要

従前

許可の台数

有償運送に使用可能な自家用車の台数は、代理申請を行うトラック事業者が保有する事業用車両数の範囲内に限る。



× 10台



× 10台

トラック

有償運送実施車両

稼働の日数

1年間のうち1両あたり最大90日の稼働日を任意で選択。



× 90日

有償運送実施車両

措置

台数制限及び日数制限の弾力化により、課題解決！

許可の台数

有償運送に使用可能な自家用自動車の登録台数に制限は設けない。



× 10台



台数制限なし

トラック

有償運送実施車両

稼働の日数

1台当たり720時間（1日の稼働時間（8時間）×90日）を上限として稼働時間を任意で選択することを可能とする（※）

※ システム等により稼働時間を管理・記録し、稼働状況を事後報告

許可の台数

同時に稼働できる台数は、総稼働時間（1日の稼働時間（8時間）×90日×事業用車両の台数）の範囲内であれば制限を設けない